

上越市選挙管理委員会告示 第 11 号

令和 5 年 3 月 30 日現在の選挙時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数。

市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数。

地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数。

これらの総数は、次のとおりである。

令和 5 年 3 月 30 日

上越市選挙管理委員会

委員長 池 田 明

記

1	選挙権を有する者の総数	50 分の 1 の数	3,143 人
2	選挙権を有する者の総数	6 分の 1 の数	26,188 人
3	選挙権を有する者の総数	3 分の 1 の数	52,375 人